

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 保育者・管理者向けメンタルヘルスケア・ラインケアツールの構築業務（リバースオークション対象案件）
- (2) 業務完了期限 令和8年12月28日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム（見積@Deeを指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記1(1)の件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当
（電話番号 029-853-4569）

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

(1) 提出方法

- ① 競争参加資格の確認のための書類及びその他提出書類
システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出
- ② 履行できることを証明する書類
紙媒体にて上記2の本件本学担当に提出

(2) 提出期限 令和8年8月7日11時00分

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の製造」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和8年7月27日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス

株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

③ その他提出書類

を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。なお、本競争は技術審査を行うため、上記①及び③の書類をシステム上で提出することに加えて、

② 履行できることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。
- ・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には 1 週間から 2 週間程度要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容

確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。

- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年9月18日 11時00分（自動延長なし）

4. 落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和8年度の資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

②履行できることを証明する書類…紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）……………1部
- ・工程表……………3部
- ・技術仕様書（アプリケーションが本仕様書を満たすことの確認表を含む）……3部
- ・過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人その他これらに準ずる機関で類似するアプリケーションやソフトウェアの開発業務を請け負った経験があることを証明する業務実績一覧……………3部
- ・過去3年以内に医療・ヘルスケア、ライフサイエンス又はこれらに準ずる領域において、個人の状態・行動・健康関連データ等を扱うAI又はデータ解析機能を含むアプリケーション、システム、サービス等の開発実績を有することを証明する業務実績書……………3部
- ・過去3年以内に利用者が保有するデータの解析、可視化又はAI活用を支援するSaaS型サービスの開発・保守実績を有することを証明する

業務実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部

- ・ 医療・ヘルスケア、ライフサイエンス、心理・行動科学に関する

研究実績を有する業務実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部

- ・ 再委託承諾申請書（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

※個人情報を取扱う業務以外で業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、
以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

③その他提出書類…システム上にて提出

- ・ 参考見積書

※人件費については、人数や対応時間など詳細内訳を記載すること。

- ・ 定価（価格）証明書

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）1 1 時 0 0 分

■提出場所

〒3 0 5－8 5 7 7 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当

電話番号：029-853-4569

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

- ・ 製造請負契約基準

<http://www.tsukuba.ac.jp/public/bid.html#kijun>

様式 1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

保育者・管理者向けメンタルヘルスケア・ラインケアツールの構築業務

2 添付書類

- ・令和8年度の資格審査結果通知書
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格) の写し…………… 1 部
 - ・技術審査申請書…………… 1 部
 - ・工程表 …………… 3 部
 - ・技術仕様書 (アプリケーションが本仕様書を満たすことの確認表を含む) …… 3 部
 - ・過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人その他
これらに準ずる機関で類似するアプリケーションやソフトウェアの
開発業務を請け負った経験があることを証明する業務実績一覧…………… 3 部
 - ・過去3年以内に医療・ヘルスケア、ライフサイエンス又はこれらに
準ずる領域において、個人の状態・行動・健康関連データ等を扱う AI
又はデータ解析機能を含むアプリケーション、システム、サービス等の
開発実績を有することを証明する業務実績書…………… 3 部
 - ・過去3年以内に利用者が保有するデータの解析、可視化又は AI 活用を
支援する SaaS 型サービスの開発・保守実績を有することを証明する
業務実績書…………… 3 部
 - ・医療・ヘルスケア、ライフサイエンス、心理・行動科学に関する
研究実績を有する業務実績書…………… 3 部
 - ・再委託承諾申請書 (該当する場合) …………… 1 部
 - ・参考見積書…………… 1 部
 - ・定価 (価格) 証明書…………… 1 部
- 以上

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

様式2

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

⑨

「保育者・管理者向けメンタルヘルスケア・ラインケアツールの構築業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕様書

1. 件名

保育者・管理者向けメンタルヘルスケア・ラインケアツールの構築業務

2. 業務内容

別紙のとおり

3. 履行期限

令和8年12月28日

4. 成果物等の納入場所

国立大学法人筑波大学 総合研究棟D705室（人間系 松田侑子研究室）

5. 支払

検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

6. その他

(1) 請負代金には、本業務の実施に必要な一切の経費を含むものとする。

(2) 開発したアプリケーションの著作権は本学に帰属するものとする。ただし、請負者が本業務以前から保有するコンテンツ、ライブラリ、ノウハウその他固有の技術に係る著作権は、請負者に帰属するものとする。

(3) 請負者は、本業務において作成された成果物に関し、著作者人格権を発注者及び発注者の指定する第三者に対して行使しないものとする。

(4) 本学が提供する資料や情報は、いかなる場合も本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）してはならない。また、業務を通じて知り得た情報についても同様とし、業務終了後もこれを守るものとする。

(5) 請負者は、過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人その他これらに準ずる機関で類似するアプリケーションやソフトウェアの開発業務を請け負った経験があること。

(6) 請負者は、過去3年以内に医療・ヘルスケア、ライフサイエンス又はこれらに準ずる領域において、個人の状態・行動・健康関連データ等を扱うAI又はデータ解析機能を含むアプリケーション、システム、サービス等の開発実績を有すること。

(7) 請負者は、過去3年以内に利用者が保有するデータの解析、可視化又はAI活用を支援するSaaS型サービスの開発・保守実績を有すること。

(8) 請負者は、医療・ヘルスケア、ライフサイエンス、心理・行動科学に関連する研究実績を有すること。

(9) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び製造請負契約基準によるものとする。

(10) その他詳細については発注者と協議の上、決定するものとする。

(11) アプリケーションの仕様内容について技術的に確認したいことがある場合には、以下の担当者に確認すること。

国立大学法人筑波大学 人間系 松田侑子
Tel: 029-853-2978

1. プロジェクトの概要

1-1. 背景・目的

保育現場では離職率の高さやメンタルヘルス不調が深刻な課題となっており、その背景には職場内の人間関係・コミュニケーション不足、上司・同僚からの支援の乏しさが大きく影響していることが先行研究によって示されている。本業務は、筑波大学人間系が科学研究費補助金・基盤研究（B）で実施する「保育者のキャリア継続を支える包括的メンタルヘルスケア支援ツールの開発と効果検証」において、保育者が日々の職場内コミュニケーション・主観的状态・客観的行動を継続的に記録するとともに、AI 活用によるセルフケア支援と管理者向けラインケア支援を提供するウェブアプリケーション（以下、「本システム」という）の開発を目的とする。

1-2. 開発プロジェクトの方針

ウェブアプリケーションの設計・実装、AI フィードバック、AI 要約機能の実装、インフラ構築、並びに成果物一式の納品を委託範囲とする。本システムは研究用プロトタイプとして開発し、パイロット運用後のフィードバックを踏まえた段階的な機能拡張を見据えた設計とすること。なお、本業務の範囲は本仕様書に定める機能の設計・実装及び成果物の納品までとし、パイロット運用後の追加機能開発又は機能改修については、本調達に含めない。

1-3. 実現したいこと

保育者が職場のコミュニケーション・客観的行動・主観的な健康状態を日々記録し、AI からのフィードバックを受けることで、セルフケア実践の促進及び職場の雰囲気・相互支援関係の改善を目指す。管理者（園長等）向けには、個人が特定されない集計ダッシュボード及びラインケア支援フィードバックを提供し、職場全体のメンタルヘルス改善を支援する。

2. 技術要件

2-1. 開発対象

2-1-1. 保育者向けウェブアプリ（スマートフォン最適化）

保育者が日常的に使用するスマートフォン（iOS・Android）のブラウザから利用可能なウェブアプリケーションを作成する。

2-1-2. 管理者向け管理画面

園長等の管理者が職場全体の状況を把握するためのダッシュボード画面を作成する。保育者個人の記録を集計・匿名化して表示する。

2-1-3. AI フィードバック機能（保育者向け・管理者向け）

保育者向けには日々の入力内容に応じたセルフケア支援メッセージを返答する AI 機能、管理者向けにはラインケア対応方法を案内する AI 支援機能を実装する。

2-1-4. API 設計・実装

保育者入力データの保存・取得、管理者ダッシュボード用集計データ取得、AI フィードバック応答取得、アラート通知送信等の API を設計・実装する。

2-1-5. インフラ設計・構築

発注者が指定するクラウドサーバ上にシステムを構築する。

2-1-6. 設計成果物（開発ドキュメント、マニュアルなど）

3. システム構成、ユーザ利用及び開発環境

3-1. 発注者が指定するクラウドサーバ上に構築する。

3-2. 保育者向けアプリ：スマートフォン対応ウェブアプリ（iOS Safari・Android Chrome 最新版

対応)。

- 3-3. 管理画面对应ブラウザ：Chrome 最新版、Safari、Edge
- 3-4. サーバ：Linux／Nginx（サーバの種類、クラウドサービスは発注者と協議の上、選定）
- 3-5. 言語：Python 3、JavaScript（フレームワークは発注者と協議の上、選定）
- 3-6. DB：PostgreSQL（データベースフレームワークは発注者と協議の上、選定）
- 3-7. AI 機能：大規模言語モデル（LLM）API を使用したフィードバック機能及びテキスト要約機能を実装する。使用する LLM は発注者と協議の上、選定する。なお、本業務における開発及び動作試験で必要となる LLM API の利用料は請負代金に含むものとする。

4. 機能要件

4-1. 包括要件

- 4-1-1. 保育者向け画面はスマートフォン（iOS・Android）のブラウザで動作すること。管理者向け画面は PC（Chrome・Safari・Edge 最新版）でも動作すること。
- 4-1-2. システム構成は、安全性を考慮した構成とすること。
- 4-1-3. データは増加することを考慮し、データ保管量が増えても対応できるシステム構成とすること。
- 4-1-4. 保育者ユーザ数は最大 100 人、管理者ユーザ数は最大 5 人、最大 5 箇所の保育施設での実施を想定すること。
- 4-1-5. 文字コードは全て UTF-8 とすること。
- 4-1-6. 外部サービス等、発注者が指定した機器やサービス以外に依存する場合には、事前に発注者担当者に確認・承認を得ること。
- 4-1-7. プッシュ通知機能を実装し、保育者が設定した退勤時刻に合わせて入力を促す通知を送信できること（ブラウザ通知又はメール通知）。ただし、ブラウザ通知の対応可否及び動作範囲は、対象端末及びブラウザの仕様に従うものとし、実現困難な場合はメール通知等の代替手段について発注者と協議する。

4-2. 共通機能

- 4-2-1. ログイン・パスワード再設定
認証システム（メールアドレス＋パスワード方式）を実装すること。保育者アカウント・管理者アカウントを区別し、それぞれに対応する画面に遷移すること。
- 4-2-2. 共通 UI（ヘッダー・ナビゲーション）

4-3. 保育者向け入力画面

保育者は以下の 3 つの柱に基づく日次入力を行う。入力は 1 日 1 回を基本とし、退勤時のプッシュ通知で入力を促す。「昨日と同じ」ボタンは設けず、毎回入力する設計とする。

【柱 A：コミュニケーション記録】

- 4-3-1. 今日職場で話した相手（同僚・上司・その他）をタップ選択で記録できること。
- 4-3-2. どのような話をしたか（相談・雑談・業務連絡・感謝・サポートを受けたなど）をタップ選択又は短文で入力できること。
- 4-3-3. 自由記述欄を設け、音声入力にも対応すること。ただし、音声入力機能の対応可否及び動作範囲は、対象端末及びブラウザの仕様に従うものとする。

【柱 B：客観的行動記録】

- 4-3-4. 出勤・退勤時刻を入力又は管理者が入力できること。
- 4-3-5. ノンコンタクトタイム（子どもと離れて保育業務以外を行う時間）の有無と時間を記録できること（管理者入力も可）。
- 4-3-6. 残業の有無と時間を入力できること。

【柱 C：主観的健康チェック】

4-3-7. 本日の気分・疲労感・ストレス感・仕事への意欲・職場のサポートを感じたか、などの項目についてスライダー又は絵文字選択形式で入力できること。1 回の入力時間が 1～2 分以内に収まる設計とすること。

4-3-8. 入力完了後、AI フィードバックで入力内容を踏まえたセルフケア支援メッセージ（励まし・リソース案内・認知的フィードバック等）を返答すること。

4-3-9. AI フィードバックの応答は、セルフケアを支援する補助的情報の提供に限るものとし、医学的診断、治療方針の提示又は緊急対応の代替を行うものではないことを明示すること。

4-4. 保育者向けアラート機能

4-4-1. 柱 C の入力結果が一定の閾値（発注者と協議の上、設定）を下回った場合、本人にアラートを表示し、管理者への通知可否について本人の同意を取得すること。閾値の初期値は、発注者が提示する基準又は発注者との協議に基づき設定するものとし、変更方法及び変更範囲については発注者と協議の上、定める。

4-4-2. 本人が同意した場合のみ、氏名付きで管理者に通知（メール等）を送信すること。

4-4-3. 本人が同意しない場合は、管理者には「ハイリスク保育者が〇名います」という匿名の集計情報のみ表示すること。

4-5. 管理者向けダッシュボード画面

4-5-1. 全保育者の入力状況（入力率、最終入力日時）を一覧表示すること。

4-5-2. 学年・クラスごとの柱 C スコアの平均値をグラフで表示すること。前週・前月との比較（トレンド表示）も可能とすること。個人が特定できる形での表示は行わないこと。

4-5-3. 各柱においてハイリスク（閾値を下回る）に該当する保育者の人数を管理者に表示すること（氏名は非表示）。閾値の初期値は、発注者が提示する基準又は発注者との協議に基づき設定するものとし、変更方法及び変更範囲については発注者と協議の上、定める。

4-5-4. 柱 A の自由記述を、LLM を使って要約した内容を管理者向けに表示すること。ネガティブな表現は過度に強調せず、トーンを和らげた形で表示すること。

4-5-5. 管理者向け AI フィードバック（ラインケア支援）：管理者が部下への対応方法について推薦するフィードバック機能を実装すること。

4-5-6. 管理者向け AI フィードバックの応答は、ラインケア対応を支援する補助的情報の提供を目的とし、医学的診断、治療方針の提示、労務上の判断又は緊急対応の代替を行うものではないことを明示すること。

4-5-7. 保育者のアカウント管理（追加・削除・パスワードリセット）を管理者画面から実施できること。

4-6. 情報管理・個人情報の取扱い

4-6-1. 本システムにおいて、氏名、メールアドレスその他特定の個人を識別できる情報は、発注者が指定する環境内で管理するものとする。

4-6-2. 請負者が開発、試験、保守又は不具合調査のためにデータを取り扱う場合は、原則として、個人が特定されないよう加工されたデータ又はテストデータを用いるものとする。

4-6-3. LLM API その他外部サービスを利用する場合は、利用するサービス、送信するデータの範囲、送信前の加工又は除外対象、データの保存・学習利用の有無について、事前に発注者と協議し承認を得るものとする。個人を識別できる情報、健康状態等に関する情報及び発注者が指定する機微な情報は、発注者の承認なく外部サービスへ送信しないものとする。

4-7. API 機能

保育者入力データ登録・取得、認証、管理者ダッシュボード用集計データ取得、AI フィードバック応答取得、プッシュ通知送信、アラート通知送信

5. 動作テストと環境設定

開発完了後、動作確認を実施し、動作試験書を作成する。動作試験書には使用 OS・使用ブラウザ・使用端末を明記すること。AI フィードバック機能については、代表的な入力パターンに対する応答の動作確認も実施すること。

6. 契約不適合責任

6-1. 発注者は、引き渡された製品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その製品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

6-2. 前 6-1 の契約不適合の場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

7. 成果物

以下の電子データを納入すること。なお、成果物の納品はオンラインストレージサービス等を利用した電磁的方法による共有、又は発注者と受注者が協議の上で合意した方法により行うこと。

7-1. 上記要件を満たすウェブアプリケーション 一式（ソースコード、プログラム、AI モデル設定データ・ナレッジベース等を含む）

7-2. 開発ドキュメント（システム設計書、API 仕様書、DB 設計書、インフラ構成図等）

7-3. 利用マニュアル（保育者向け・管理者向けそれぞれ）

7-4. 動作試験書

7-5. パイロット運用に向けた導入手順書

8. その他

この仕様書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・請負者間において協議し定めるものとする。

以上

製造請負契約書 (案)

製造品名	保育者・管理者向けメンタルヘルスケア・ラインケアツールの構築業務		
請負代金額	金		円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀（以下「甲」という。）と 請負者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間において上記の製造（以下「製造」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項により製造請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づいて製造をするものとする。

第2条 製造した物品は、甲が指定する場所に納入するものとする。

第3条 着手時期は、契約締結日からとする。

第4条 納入期限は、令和8年12月28日とする。

第5条 製造完成通知書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第6条 請負代金は、1回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第8条 甲は、引き渡された製品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、製品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により製造の請負が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び製造請負契約基準によるものとする。

第11条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第12条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙 【住所】
 【法人等名】
 【代表者等氏名】